

身体拘束等の適正化のための指針

あいりレー福祉事業グループ
株式会社アイリレーとよさと
グループホームあいりレーとよさと

1. 事業所における身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の廃止に向けて身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化委員会と略す）を設置し、3か月1回以上会議を行う。その結果について従業者に周知徹底を図る。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

①設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

委員長は管理者が務め、そのほかの構成委員は計画作成担当者、介護主任、看護職員、夜勤職員それぞれ1名が務める。委員は虐待防止委員と兼務とすることができる。また、必要に応じてその他の職員、外部の有識者等に参加させることができる。

3. 身体拘束等の適正化のための職員教育に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、内部または外部機関による職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者への身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

4. 事業所で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

事業所内で計画にない身体拘束等が発生した場合は、発見者は直ちに管理者へ報告を行わなければならない。管理者が勤務中でない時も緊急の電話連絡を行う。

管理者は詳細な状況確認を行い、速やかに利用者家族に報告、説明を行う。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し管理者あるいは現場責任者等が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式１）を以て同意を得る。

（イ）利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施の必要性の確認、方法、期間等を協議し、議事録に残す。

（ウ）身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・検討記録」（様式２）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式３）に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

（エ）緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で身体拘束の３要件に合致するか、身体拘束の内容は最低限の適切な方法か等を協議し緊急やむを得ない理由を含めて詳細に記録をとる。その後も身体拘束等適正化委員会において身体拘束の妥当性を検討するとともに、できるだけ早い解除へ向けて協議を行う。
- ② 家族への説明は翌日までに管理者が行う。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針はホームページに公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（１）日常の取り組み

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働

で個々に応じた丁寧な対応をする。

- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

（２）身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

（事業者責任者）

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

（管理者）

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

（計画作成担当）

- ① 家族、医療職等との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立

（介護主任）

- ① 施設のハード・ソフト面の改善
- ② 記録の整備

（看護師）

- ① 身体拘束実施中の利用者の体調確認、医療的処置

（従業者）

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

（附則）

令和 6 年 4 月 1 日策定

令和 7 年 6 月 2 0 日改定

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1）

様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

（法人名）（事業所名）

管理者 ●●●●

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 _____

ご本人との続柄 _____

（参考）身体拘束・行動制限の例

- ・ 車いすやベッドなどに縛る
- ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・ 職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・検討記録（初回）
（様式２）

利用 者	様	年 齢	歳	障害 者区 分	
開 始 日	年 月 日		解 除 日	年 月 日	

検 討 参 加 者			
記 録 者		次回 検討 予定	月 日頃

切迫性があるか	はい いいえ
① ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか	
② 他者の生命身体にどのような危険が考えられるか	
他の方法で対処できるか	はい いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果	
一時的か	はい いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか	

身体拘束等経過記録（様式3）

実施 日	年 月 日 ()	記録 者	
---------	--------------	---------	--

実施内容		心身状況	
ミ ト ン 着 用	右 左	興 奮	
抑 制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つ な ぎ		訴 え	
4 点 柵			
薬 剤		皮 膚 症 状	
車 椅 子	後ろブレーキ ベルト		
施 錠		そ の 他	
そ の 他			
緊急やむを得ない理由			

